

願日及び出願番号を記載する。

イ 説明書

説明書においては、交配した親の出所、育種のプロセス、DUSに関する詳細な説明、新品種に適した地域又は環境、主な栽培技術等を記載する。

※ きのご類

きのご類については、原木栽培による試験結果を記載すれば足りるということである。その後の集中試験（栽培試験）においては、菌棒栽培（袋 150 mm×550 mm×0.05 mm）、出来上がり菌棒の長さ（450～500 mm）による試験を実施する。

ウ 写真とその簡単な説明

写真とその簡単な説明については、画像フォーマットに写真を貼付し、簡単な説明を入れる。

6 品種保護出願の方法・費用

(1) 品種保護出願の方法

前記5の必要書類等を準備した上、農業作物については、中国農業部・農業部新品種保護弁公室、林業作物については、国家林業局宛に2通を提出する。

(2) 品種保護出願等の費用

品種保護出願等の費用は、出願時に1,000元、種苗の提出時に2,500元の計3,500元である。現時点で、栽培試験料は納付する必要はないものの、今後納付する必要が生じる可能性がある。（2017年4月1日から官費の支払いは免除される予定）

7 受理・予備審査・出願公表

(1) 受理

中国農業部・農業部新品種保護弁公室・国家林業局は、品種保護出願書等が提出されると、受理の判断をし、受理する場合には、提出日・提出番号を割り当てる。

品種保護出願書等に不備があると、受理されない場合があり、その場合、出願者に通知される。

(2) 申請費の納付

品種保護出願が受理されると、農業部新品種保護弁公室・国家林業局から、申請費を納付するよう通知される。（2017年4月1日から官費の支払いは免除される予定）

(3) 予備審査

申請費が納付されると、予備審査が行われる。

予備審査においては、審査官により、品種保護出願書等の内容、新規性、品種名称等の審査が行われ、補正等が必要な場合には、審査官から「審査意見通知書」が送付される。迅速に品種登録に至るためには、審査官の意見に対して、期限内に適

切に応答することが重要であり、「審査意見通知書」に記載された期限内に、補正又は意見の陳述をすることが必要であり、関係資料の補正については、「審査意見通知書」の指示に従って行うことが必要である。出願者が上記の期限内に補正又は意見の陳述をしなかった場合には、出願が取り消されるので、注意が必要である。

(4) 出願公表

予備審査において不備がない場合には、出願品種について出願公表がされる（仮保護の対象となる。）。

(5) 審査費の納付

出願公表がされると、農業部新品種保護弁公室・国家林業局から、審査費を納付するよう通知される。（2017年4月1日から官費の支払いは免除される予定）

8 種苗の提出等

(1) 農業植物について

ア 種子繁殖植物

予備審査の終了後、DUS試験の実施機関（試験センター等）から、通知の受領後3か月以内に種子を提出するよう通知がされる。出願者は、その期限内に種子を植物新品種保存センターに提出しなければならない。出願者がその期限内に提出しない場合には、品種保護出願が取り消される。

植物新品種保存センターが提出された種子を検査し、合格の場合には種子を保存する。不合格の場合には1か月以内に種子を再提出するよう通知がされる。

イ 栄養繁殖植物

予備審査の終了後、DUS試験の実施機関（試験センター等）から、指定された期間内（試験の栽培季節により決定される）に種苗を指定の試験機関に提出するよう通知がされる。出願者は、その通知の指示に従って苗を提出しなければならない。出願者がその期限内に提出しない場合には、品種保護出願が取り消される。

DUS試験の実施機関（試験センター等）が苗を検査し、合格の場合には栽培試験を実施し、不合格の場合には、出願者が次の年に改めて提出する。

※ 苗の提出の際によく問題となるケースは、①パッケージによる品種の混乱、②種苗の名前と検疫証明書の記載不一致、③苗の品質の低下、④ウイルス感染であるとのことである。

苗の提出については、出願者と試験担当機関とのやり取りが重要であり、より詳細な情報を提供することが重要である。また、苗のパッケージについては、出願品種の種類、名称、出願者の氏名等の情報を中国語・英語で提供し、一つのパッケージに複数の品種を入れる場合には、品種ごとにシールを貼付することが必要である。